無承認無許可医薬品にご注意!

医薬品は人の病気の治療や予防に使われる物です。医薬品を製造する場合は、その品質、有効性、安全性を確保するために、薬事法に基づき製造業の許可とその品目毎に製造販売の承認を受けなければなりません。この許可と承認を受けていない物を「無承認無許可医薬品」といい、これを製造したり、販売したり、医薬品的な効能効果を表示・広告することは薬事法で禁止されています。

例えば、「 が治った」、「 に効く」 などの医薬品的な効能効果を表示・広告する、 又は医薬品成分を含有するサプリメント等が 「無承認無許可医薬品」となります。

昨年中、県内業者が強壮効果を表示・広告して「無承認無許可医薬品」を販売した違反事例が4件見つかり、その製品13検体を当研究所で分析しました。これらの製品のほとんどは、医薬品として使用される量と同等以上の医薬品成分が含まれており、使い方によっては甚大な健康被害をもたらすおそれがありました。このように「無承認無許可医薬品」を安易に摂取することは大変危険であるため、サプリメント等を

購入する際は、表示などを十分に確認してくだ さい。

沖縄県では、試買調査や広告監視などにより「無承認無許可医薬品」の流通防止に務めています。医薬品のような効能効果を表示・広告しているサプリメント等を摂取したことにより、体調に異常を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、最寄りの保健所又は、県薬務衛生課(Tel:098-866-2215)にご相談ください。



医薬品成分が検出された無承認無許可医薬品

【環境科学班】

米国原子力艦の寄港に伴う放射能調査

沖縄県うるま市のホワイトビーチ(金武中城湾)は、神奈川県横須賀港及び長崎県佐世保港と共に、 米国原子力艦の寄港地となっております。

沖縄県では、寄港地周辺住民の安全を確保するために、文部科学省など関係機関と協力して、放射 能調査を行っています。

原子力艦寄港の際には、モニタリングポスト(放射能を監視する為に設置された自動測定局)によ



図1 『日本の環境放射能と放射線』HP http://www.kankyo-hoshano.go.jp/05/05.html

る空間および海水中放射線レベルの連続監視や、海上保安庁のモニタリングボートによる追尾調査、停泊場所で採取した海水及び海底土試料中の核種分析を行っています。また、寄港時以外にもモニタリングポストや積算線量計等によるバックグラウンド測定を行っています。同調査の概略は、『日本の環境放射能と放射線』のホームページ(以下HP)(図1)で紹介されています。

また、同HPでは、モニタリングポストにおける放射線測定データをリアルタイムで閲覧することができます。

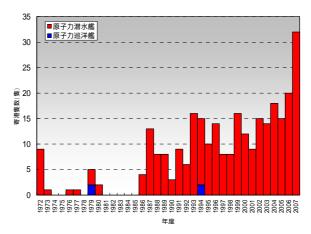


図2 金武中城湾への原子力艦寄港隻数

【環境科学班】